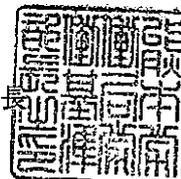


熊労基発 0624 第2号  
平成 27 年 6 月 24 日

(一社)熊本県建設業協会会長 殿



熊本労働局労働基準部長

元請負人及び下請負人の中での労働災害防止対策の実施者及び  
その経費の負担者の明確化に係るパンフレットの作成について

労働行政の推進につきましては、日頃から格段のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、別紙のとおり、平成 27 年 6 月 15 日付け基安安発 0615 第 2 号・国土建推第 9 号をもって厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長及び国土交通省土地・建設産業局建設業課長の連名により周知をお願いしているところですが、本職から改めてお願いします。

建設業における労働災害の防止を図るため、厚生労働省では、「元方事業者による建設現場安全管理指針」（平成 7 年）により、請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等を指導してきましたが、これに加え、平成 25 年度を初年度とする第 12 次労働災害防止計画において、建設業の発注者に対し、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算し、また、関係請負人へその経費が確実に渡るよう、国土交通省と連携して対応することとしています。

また、平成 26 年度に公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、基本理念として、下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善が追加されました。これを受け、国土交通省では平成 26 年 10 月に「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」を改訂し（以下「改訂ガイドライン」といいます。）、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化についての考え方を示しました。

今般、厚生労働省及び国土交通省では、改訂ガイドラインの概要をまとめたパンフレット「安全な建設工事のために 適切な安全経費の確保が必要です」を別添のとおり作成しましたので、貴団体におかれましては、これを活用し、改訂ガイドラインに基づき、元請負人（いわゆる「一次下請」以下の下請であっても、建設工事の下請契約の注文者となる場合、「元請負人」となります。）、下請負人の中で、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化が図られるよう、会員事業場に周知徹底されるよう要請します。

(別紙)

基安安発 0615 第 2 号  
国土建推 第 9 号  
平成 27 年 6 月 15 日

別記 1 の建設業関係団体の長 あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長  
国土交通省土地・建設産業局建設業課長

元請負人及び下請負人の中での労働災害防止対策の実施者及び  
その経費の負担者の明確化に係るパンフレットの作成について

建設業における労働災害の防止を図るため、厚生労働省では、「元方事業者による建設現場安全管理指針」(平成 7 年)により、請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等を指導してきましたが、これに加え、平成 25 年度を初年度とする第 1 2 次労働災害防止計画において、建設業の発注者に対し、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算し、また、関係請負人へその経費が確実に渡るよう、国土交通省と連携して対応することとしています。

また、平成 26 年度に公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、基本理念として、下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善が追加されました。これを受け、国土交通省では平成 26 年 10 月に「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」を改訂し(以下「改訂ガイドライン」といいます。)、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化についての考え方を示しました。

今般、厚生労働省及び国土交通省では、改訂ガイドラインの概要をまとめたパンフレット「安全な建設工事のために 適切な安全経費の確保が必要です」を別添のとおり作成しましたので、貴団体におかれましては、これを活用し、改訂ガイドラインに基づき、元請負人(いわゆる「一次下請」以下の下請であっても、建設工事の下請契約の注文者となる場合、「元請負人」となります。)、下請負人の間で、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化が図られるよう、会員事業場に周知徹底されるよう要請します。

おって、本パンフレットは、民間発注者団体の長あてにも送付し、元請が改訂ガイドラインに基づく措置をとることができるよう配慮を求めていることを申し添えます。

## 別記1 建設業関係団体

全国管工事業協同組合連合会会長  
一般社団法人日本空調衛生工事業協会会長  
一般社団法人日本建設機械施工協会会長  
一般社団法人日本塗装工業会会長  
一般社団法人全国建設業協会会長  
一般社団法人日本左官業組合連合会会長  
一般社団法人日本サッシ協会理事長  
一般社団法人日本電設工業協会会長  
建設工業経営研究会会長  
一般社団法人海外建設協会会長  
一般社団法人日本道路建設業協会会長  
一般社団法人日本埋立浚渫協会会長  
一般社団法人鉄骨建設業協会会長  
一般社団法人日本建設組合連合会会長  
一般社団法人全国中小建設業協会会長  
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長  
建設業労働災害防止協会会長  
一般社団法人情報通信エンジニアリング協会会長  
一般社団法人日本橋梁建設協会会長  
公益社団法人全国鉄筋工事業協会会長  
一般社団法人プレハブ建築協会会長  
一般社団法人全国さく井協会会長  
一般社団法人日本蔦工業連合会会長  
日本室内装飾事業協同組合連合会理事長  
一般社団法人日本タイル煉瓦工事工業会会長  
全日本板金工業組合連合会会長  
一般社団法人日本エレベータ協会会長  
一般社団法人情報通信設備協会会長  
一般社団法人全国建設産業協会会長  
一般社団法人全国クレーン建設業協会会長  
一般社団法人日本造園建設業協会会長  
一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会会長  
一般社団法人日本機械土工協会会長  
一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会会長  
一般社団法人日本シャッター・ドア協会会長  
一般社団法人全国建設室内工事業協会会長  
一般社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長  
一般社団法人カテナール・防火開口部協会会長

一般社団法人プロリスト・コンクリート建設業協会会長  
全国建具組合連合会会長  
一般社団法人日本保温保冷工業協会会長  
全国基礎工業協同組合連合会会長  
全国建設業協同組合連合会会長  
一般社団法人日本ウエルポイント協会会長  
一般社団法人日本グラウト協会会長  
一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会会長  
一般社団法人日本海上起重技術協会会長  
一般社団法人日本造園組合連合会理事長  
せんい強化セメント板協会会長  
一般社団法人日本建設業経営協会会長  
全国浚渫業協会会長  
一般社団法人土地改良建設協会会長  
一般社団法人全国防水工事業協会会長  
一般社団法人日本基礎建設協会会長  
一般社団法人全日本瓦工事業連盟理事長  
一般社団法人日本型枠工事業協会会長  
一般社団法人全国ダクト工業団体連合会会長  
日本外壁仕上業協同組合連合会会長  
一般社団法人日本建築大工技能士会会長  
一般社団法人四国電気・管工事業協会会長  
一般社団法人全国コンクリート圧送事業団体連合会会長  
一般社団法人全国タイル業協会会長  
一般社団法人日本厨房工業会会長  
一般社団法人重仮設業協会会長  
一般社団法人日本計装工業会会長  
全日本電気工事業工業組合連合会会長  
全国圧気工業協会会長  
公益社団法人日本エクステリア建設業協会会長  
一般社団法人全国道路標識・標示業協会会長  
一般社団法人日本金属屋根協会会長  
一般社団法人斜面防災対策技術協会会長  
一般社団法人全国建設産業団体連合会会長  
一般社団法人日本下水道施設業協会会長  
一般社団法人日本内燃力発電設備協会会長  
一般社団法人日本建築板金協会会長  
消防施設工事協会会長  
一般社団法人日本運動施設建設業協会会長  
全国圧接業協同組合連合会会長

一般財団法人中小建設業住宅センター会長  
全国マスチック事業協同組合連合会会長  
全国ポンプ・圧送船協会会長  
全国板硝子工事協同組合連合会会長  
一般社団法人日本屋外広告業団体連合会会長  
一般社団法人日本家具産業振興会会長  
公益社団法人全国解体工事業団体連合会会長  
公益社団法人日本推進技術協会会長  
日本建設インテリア事業協同組合連合会会長  
一般社団法人日本ウレタン断熱協会会長  
一般社団法人日本配管工事業団体連合会会長  
一般社団法人ビルディング・オートメーション協会会長  
一般社団法人日本トンネル専門工事業協会会長  
一般社団法人日本アンカー協会会長  
一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会会長  
一般社団法人日本木造住宅産業協会会長  
一般社団法人日本潜水協会会長  
一般社団法人全国特定法面保護協会会長  
一般社団法人日本在来工法住宅協会理事長  
ダイヤモンド工事業協同組合理事長  
一般社団法人日本建設業連合会会長  
一般社団法人フローリング協会会長  
一般社団法人全日本漁港建設協会会長  
一般社団法人マンション計画修繕施工協会会長  
一般社団法人プレストレスト・コンクリート工事業協会理事長  
一般社団法人全国建行協理事長

# 安全な建設工事のために 適切な安全衛生経費の確保が必要です

－労働災害防止についての建設業法令遵守ガイドラインの改訂－

建設業における労働災害の発生率は、労働災害全体の2倍程度で、墜落・転落、建設機械へのはさまれ、土砂崩壊など、死亡に至ったり、障害が残ったりする重篤な災害が多く発生しています。

このため、建設業者は、労働災害防止対策を実施し、長期的には労働災害は減少してきましたが、ここ数年は増減を繰り返しています。

建設業では、発注者から元方事業者、関係請負人、その雇用する労働者などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害防止のためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う関係請負人だけでなく、それ以外の発注者や元方事業者\*の安全に対する理解と対策の実施が重要なのです。

こうした中、厚生労働省は、元方事業者による建設現場安全管理指針（平成7年）により、「請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等」を指導してきました。さらに国土交通省は、平成26年10月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、労働災害防止対策の実施者と、その経費の負担者などの明確化の手順などを示しました。

このパンフレットでは、ガイドラインに定められた経費負担者の明確化などの手順を紹介します。

\*元方事業者における統括安全衛生管理等以外に関係請負人の労働者に対する労働災害防止に係る義務はありません。

## 建設業における労働災害は、ここ数年増減を繰り返しています

【建設業における労働災害件数】



## 適切な安全衛生経費の確保への取組は、まだ十分とはいえません

- 発注者から契約約款に労働災害防止に関する事項を明記されたことがある → 50%  
うち「労働災害防止の徹底」が最も高く69%なのに対し、「安全衛生経費の積算」は8%しかありません。
- 安全衛生経費について、仕様書、注文書等に具体的な項目、金額等が示されている → 14%

出典：「民間工事における注文者対策に関する調査研究報告書」平成22年建設業労働災害防止協会

# 1. 建設工事請負契約における労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人等が義務的に負担しなければならない費用です。

つまり、労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

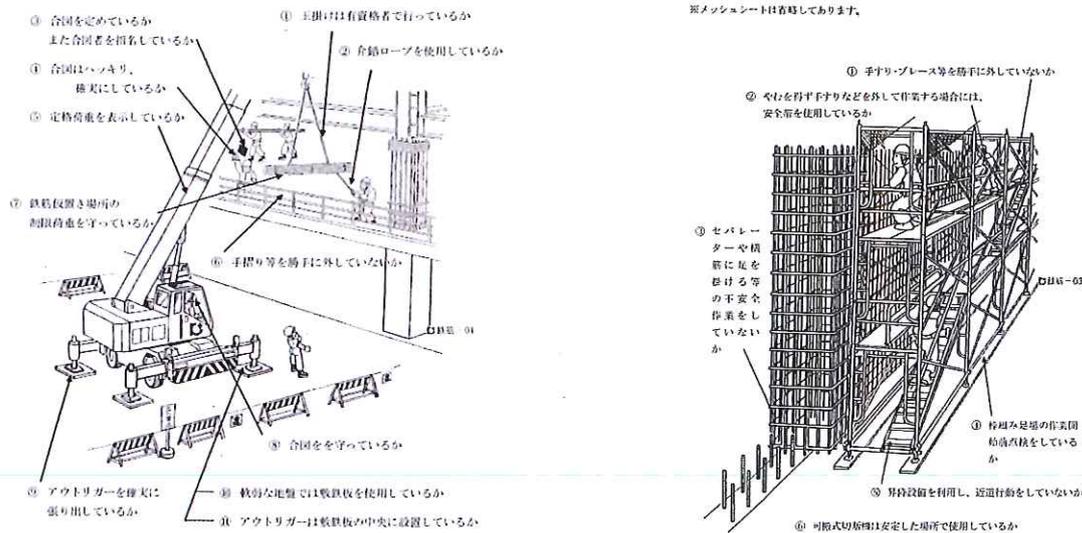
## 2. 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、**見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

#### 鉄筋組立作業における労働災害防止対策【例示】



#### 実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策(区分表)【例示】

	実施者		経費負担者			実施者		経費負担者	
	元請	下請	元請	下請		元請	下請	元請	下請
1. 直接工事費					(2)昇降設備				
(1)移動式クレーン	○		○		①階段	○		○	
(2)足場	○		○		(3)その他				
2. 安全費					①敷鉄板	○		○	
(1)監視連絡等に要する経費					②玉掛用具	○		○	
①無線機(クレーンの合図)	○		○		4. 教育訓練費				
(2)保護具類					①新規入場者教育の資料	○			○
①保護帽		○		○	②新規入場者教育の実施	○			○
②安全帯		○		○	③新規入場者教育の受講		○		○
③安全靴		○		○	④移動式クレーン運転免許取得者の配置	○			○
3. 仮設費					⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○
(1)墜落・飛来落下防止措置					⑥安全衛生協議会への参加		○		○
①安全ネット	○		○		5. 上記以外の疾病・衛生対策				
②手すり等(躯体の端)	○		○		①健康診断		○		○
③立入禁止措置材	○		○		②熱中症対策(水筒等)		○		○
④立入禁止措置設置		○		○	6. その他				

注：区分表【例示】の明示すべき労働災害防止対策の抽出に当たっては、『「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書』（平成25年3月 建設業労働災害防止協会）が参考になります。

## (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる**労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。**

## (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された**労働災害防止対策に要する経費**が明示された見積書を尊重しつつ、**建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。**

## (4) 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、**契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、**施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。**

内訳書【例示】

	実施者		経費負担者		経費積算					
	元請	下請	元請	下請	規格等	単位	単価	数量	金額	摘要
2. 安全費										
(2) 保護具類										
①保護帽		○		○	○円/個耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
②安全帯		○		○	○円/個耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
③安全靴		○		○	○円/足耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
3. 仮設費										
(1) 墜落・飛来落下防止措置										
④立入禁止措置設置		○		○	直接工事費で計上					作業員労務費に含む
4. 教育訓練費										
③新規入場者教育の受講		○		○	平均日当○円	人	○円	○人	○円	平均日当○円/8時間(1時間教育)
⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○	受講費	人	○円	○人	○円	
⑥安全衛生協議会への参加		○		○	日当○円、○回	回	○円	○回	○円	日当○円/8時間(1回1時間)

注：契約時における元請負人との交渉において信頼関係が築けるように、下請負人は労働災害防止対策に要する経費を明示する際は、**可能な限り、その根拠を明確にすべき**です。

(1) ~ (4) の手順においては、建設業法上適切な対応が必要です。  
以下のような**不適切な対応があった場合に、建設業法に違反**または違反するおそれがあります。

元請負人が、あらかじめ見積条件において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの**労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為**

建設業法第20条第3項に違反

元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの**労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為**

建設業法第19条に違反

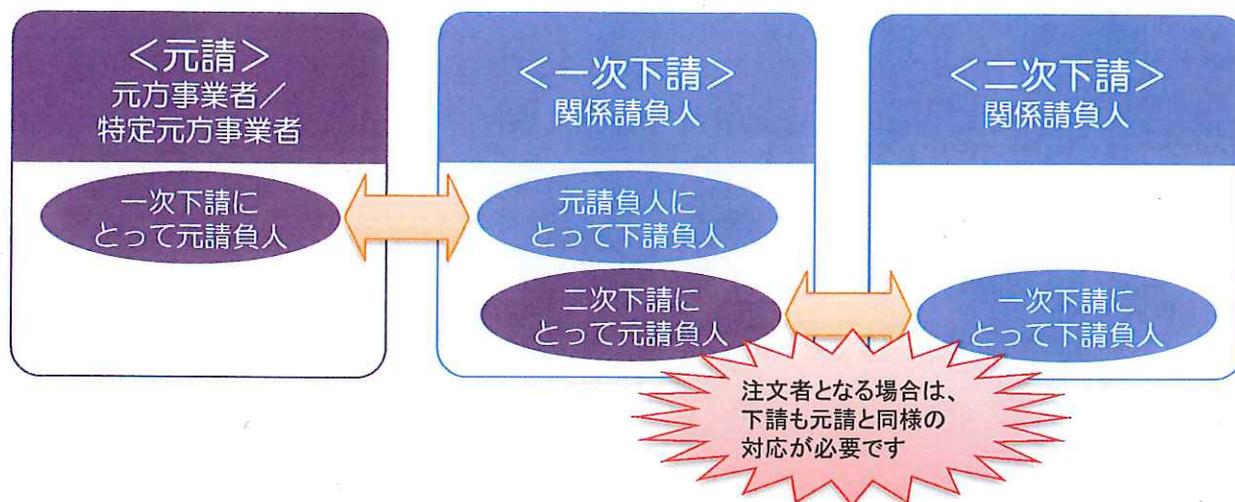
元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「**通常必要と認められる原価**」に満たない金額となる場合

当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

### 3. 関係請負人においても2.と同様の対応が必要

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者（建設業者）、  
「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、**建設工事の下請契約の注文者となる場合は、「元請負人」として、2.と同様の対応が必要**です。

この場合、元方事業者が作成した「実施者と負担者の区分表」の利用などによって、元方事業者が行った明確化の内容が、労働者を使用する事業者となる下請負人に確実に伝えられる必要があります。



#### 労働災害防止のために、発注者、元請負人に求められる事項

建設業に従事する方の労働災害防止のためには、発注者、元請負人（3.参照）において以下の措置を実施することが求められています。このことは、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討委員会報告書」（平成26年11月）に明記されています。

- 建設業に従事する者の災害を防止するため、発注者において施工時の安全衛生の確保のための必要な経費を積算すること
- 上記の経費には、一人親方等の労災保険の特別加入のために必要な費用が含まれること
- 上記の経費が、受注者である元請等から関係請負人へ確実に渡るようにすること
- 雇用から請負への安易な転換を防ぐため、法定福利費の確保をはかること

注：「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」において法定福利費は建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものとされています。

#### ◆ お問い合わせ先・関係資料 ◆

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111 (内線5486)

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 建設業適正取引推進指導室

電話番号 03(5253)8111 (内線24715、24718)

□ 「建設業法令遵守ガイドライン（改訂版）」の掲載先（国土交通省）

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)

□ 元方事業者による建設現場安全管理指針の掲載先（中央労働災害防止協会安全衛生情報センター）

[http://www.jaish.gr.jp/anzen\\_pgm/HOU\\_DET1.aspx](http://www.jaish.gr.jp/anzen_pgm/HOU_DET1.aspx)

□ 「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説  
並びに作成要領検討結果報告書 の掲載先（建設業労働災害防止協会）

[http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/chosakenkyuhoukoku\\_kensetukouzi.pdf](http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/chosakenkyuhoukoku_kensetukouzi.pdf)